

宇治市子どもまんなかプラン（初案）について

「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」が令和6年度末で終了します。次期計画につきましては、現在、「宇治市子ども・子育て会議」における議論をふまえながら策定作業を行っているところであり、このたび、初案として取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、パブリックコメントを実施し、本初案に対する市民の皆様からのご意見を募集しますので、併せてご報告いたします。

1. 計画の概要

本計画は、現在の計画を踏襲し、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の3本の計画を一体化し、子育て・子育ちを総合的に支援するための計画を「宇治市子どもまんなかプラン」として新たに策定します。

また、現在の計画と同様に、「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けるとともに、「宇治市地域福祉計画」「宇治市教育振興基本計画」などの諸計画及び福祉・教育関連だけでなく、「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などのまちづくりを含めた他計画とも整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。

計画期間については、現在の計画の引き続きの期間である令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画の進捗状況の管理・評価は、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度（令和9年度）において、計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

2. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本的視点

宇治市では「子ども」本人の利益を最優先に支援しながら、子育てを担う父母等の「家庭」への支援について、行政だけではなく、「地域」とともに取り組んでいく考え方を今後も継続していきます。本計画では、現在の計画である「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における基本的視点を踏襲し、「子どもの視点」・「家庭の視点」・「地域社会の視点」をもとに、これまでの成果と課題をふまえて「宇治市子どもまんなかプラン」を展開していきます。

(2) 計画の基本理念

本計画では、現在の計画を引き継ぎ、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの宇治市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。

「みんなでつくる 子どもの夢と笑顔を育むまち 宇治」

(3) 計画の基本目標

基本目標1 「子どもまんなか」のまちづくりの推進

子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの意見を尊重し、誰もが健やかに、安心して成長できるまちづくりに努めます。

すべての子どもが、いじめや犯罪といった様々な障害に妨げられることなく、将来に対して夢や希望を持って成長し、それを社会全体として応援できるまちづくりを進めていきます。

基本目標2 安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実

子育てに関する相談体制や情報提供の充実や経済的支援の充実により、さまざまな子育てや教育に関する不安や負担感の軽減をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、男性の家事・子育てへの参加により、共働きや共育ての推進など、男女共同参画による子育てを促進し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

基本目標 3 配慮を要する家庭へのきめ細やかな取組の推進

障害のある児童やひとり親家庭の児童等、配慮が必要な子どもや保護者、家庭を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれのニーズに応じた継続的な支援を充実します。

また、児童虐待防止、ヤングケアラー、医療的ケア児への支援をさらに進めるとともに、相談対応の充実を図ります。

基本目標 4 人と人がつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進

行政や子育て・子育てに関わる団体だけではなく、まちに暮らすすべての人がネットワークを築くことにより、地域の大人たちが子どもや子育てを見守り、まち全体で子どもの育ちを支える風土が醸成されるための取組を行うとともに、まちじゅうで様々な遊びや体験、交流できる場をつくり、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを行います。

また、これら取組を推進するため、「子育てにやさしいまち実現プロジェクト」として、地域で活動されている方々と連携しながら、子育てしやすい環境整備や、地域で子どもの育ちを支援する機運の醸成などに着目した施策展開に部局横断で取り組みます。

基本目標 5 誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進

すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学力の育成や誰もが健やかに成長できる環境づくりを通じて「生きる力」の育成に努めます。

また、支援を要する子どもや家庭に対し、国や府、地域、関係機関とのネットワークを築き、相談体系の充実と経済的負担の軽減、就労支援等により生活基盤を支える取組を進めます。

3. 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

現在の計画と同様に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の目標として定めます。

(1) 「量の見込み」と「確保方策」の算出について

「量の見込み」は、国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果や実績に応じた傾向などから算出しています。

「確保方策」は、「量の見込み」に対応した目標と今後の方向性を記載しています。

(2) 国が示す計画の対象事業について

・教育・保育事業

- ①幼稚園・保育所・認定こども園
- ②地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

・地域子ども・子育て支援事業

- ①時間外保育事業（延長保育）
- ②幼稚園・認定こども園預かり保育
- ③保育所等一時預かり
- ④病児・病後児保育事業
- ⑤ファミリー・サポート・センター
- ⑥育成学級（放課後児童クラブ）
- ⑦子育て短期支援事業（ショートステイなど）
- ⑧地域子育て支援拠点事業
- ⑨利用者支援事業
- ⑩乳児家庭訪問事業
- ⑪養育支援訪問事業
- ⑫妊産婦健康診査
- ⑬子育て世帯訪問支援事業
- ⑭児童育成支援拠点事業
- ⑮親子関係形成支援事業
- ⑯妊婦等包括相談支援事業
- ⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑱産後ケア事業
- ⑲子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑳実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ㉑多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4. 計画に対するパブリックコメントの実施

(1) 実施期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月17日（金）まで

(2) 市民への周知方法

- ①市政だより（12月15日号）に掲載
- ②市ホームページに掲載
- ③各小中学校にてチラシ配布

(3) 初案の公表方法

- ①市ホームページに掲載
- ②こども福祉課、学校改革推進課窓口及び行政資料コーナーへの配架
- ③「市民の声投書箱」を設置している市内公共施設等への配架

(4) 意見を提出できる人

- ①市内在住、在勤、在学の人
- ②本市に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- ③本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- ④上記対象者の他、本計画に利害関係を有する人

(5) 意見の提出方法

- ①こども福祉課へ持参
- ②郵送
- ③ファクシミリ
- ④電子メール
- ⑤Web専用フォーム
- ⑥市民の声投書箱に投函

(6) 意見等の公表

お寄せいただいたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、「(3) 初案の公表方法」を準用します。

5. 計画策定にかかる今後の予定

パブリックコメントの結果及び宇治市子ども・子育て会議での意見を踏まえ、文教・福祉常任委員会に報告後、令和7年3月に策定を予定しています。